

第 1 章 生涯学習推進の基本方針

1 【生涯学習の理念】

生涯学習の理念については、教育基本法第 3 条で、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と示されています。

県においては、生涯学習の理念を具現化していくため、県関係の各部局や市町村、幼稚園、小・中・高等学校、大学等高等教育機関及び民間の活動など、それぞれの分野での取組や相互の連携を促進していきます。また、幅広い視野に立ち、「学習の機会」、「学習の場」、「学習の評価と活用」を以下に示す表のように捉え、本県の生涯学習施策を総合的に推進していきます。

「生涯学習社会の実現のために」

【あらゆる機会（学習の機会）とは】

- ・ ライフステージや置かれている状況に応じた広範な領域における機会
- ・ 意図的、組織的及び自主的・自発的に行われる学校や社会の中における機会
- ・ 県民の誰もが、学びたいときに学ぶことができる機会

【あらゆる場所（学習の場）とは】

- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学等高等教育機関、特別支援学校
- ・ 生涯学習センター、青少年教育施設、公民館、図書館、文化施設、スポーツ施設等
- ・ 民間の生涯学習施設、企業等
放送大学や携帯型通信機器の活用等、様々な場所、形態

【学習成果を適切に生かすことのできる社会（学習の評価と活用）とは】

- ・ 学んだ成果が適切に評価され、生かすことのできる社会
- ・ 地域住民をはじめあらゆる人が、自らの役割を果たす自立した社会

2 【生涯学習の推進目標】

本県生涯学習の推進に当たっては、茨城県生涯学習審議会の答申による「学習圏構想※¹」に基づき、県内を5つのブロックに分けた「広域学習圏」の中核施設として、5つの生涯学習センター※²を設置し、市町村域を越えて高度で専門的な県民の学習ニーズに対応した推進体制を整備してきたところです。

一方、近年の変化の激しい社会状況の中、家庭や地域の教育力の低下への対応や生涯にわたって学び続けることができるための学習機会や学習情報の提供、各個人の自立や地域住民をつなぐ体制づくりなど、解決すべき課題は多岐にわたっています。

具体的方策としては、行政だけでなく、市民、NPO、企業等が積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり等の身近な分野において共助の精神で行う仕組や活動などを支援する体制整備が重要となります。

県では、県民一人一人の生涯学習への取組が、個々の生きるよるこびを広げ、学習の成果が地域の活性化や地域課題の解決につながることを目指し、本県生涯学習の推進目標を次のように設定しています。

① 新たな学習ニーズに対応した学びの促進

多様化・高度化する県民の学習ニーズに適切に対応する学習機会を提供するとともに、地域課題や現代的課題など社会のニーズに対応できる学習機会の充実に努めます。

② 学びを通じた個人の自立と地域のつながりの再構築

個人の自立を図るため、「子育て世代」、「成人期」、「高齢期」など、それぞれのライフステージや状況に応じた学習機会を充実させていきます。また、地域の多様な主体※³の力を活用し、地域のつながりの再構築を図ります。

③ 学習成果の社会への還元

現代的課題や地域課題等の解決を図るプログラムの開発や人材育成に努めます。また、学んだ成果が適切に評価され、その成果を生かして社会還元の促進を図ります。

「ともに生き，ともに学び，ともに支え合う 社会をめざして」

を基本テーマに，生涯学習の推進に向け，「知の循環型社会^{※4}」の構築に取り組んでまいります。

< ※ 1 学習圏構想 >

県民の様々な学習ニーズに対応するために，一次的（日常的）な学習ニーズに対応した「小中学校区学習圏」，二次的な学習ニーズに対応した「市町村域学習圏」，高度で専門的な学習ニーズに対応できる「広域学習圏」を設定し，その中心として生涯学習センターを設置するとともに，県全域をカバーする「県域学習圏」を置くというもの。

（平成6年茨城県生涯学習審議会答申）

< ※ 2 5つの生涯学習センター >

茨城県水戸生涯学習センター，茨城県県北生涯学習センター，茨城県鹿行生涯学習センター，茨城県県南生涯学習センター，茨城県県西生涯学習センター。

< ※ 3 地域の多様な主体 >

地域住民，公民館，図書館等の社会教育施設やコミュニティ・センターの関係施設関係団体，NPO，企業等。

< ※ 4 知の循環型社会 >

各個人が，自らのニーズに基づき学習するとともにその学習成果を社会に還元することにより，社会全体の教育力が持続的に向上していく社会。

3 【生涯学習推進のための基本的視点】

次の7つの事項を基本的視点として、生涯学習の推進に努めます。

① 県民の資質・能力の向上を支援する視点 (多様な学習機会の充実)

変化の激しい社会をたくましく、充実感を持って生きていくためには、基礎的、基本的な知識・技能はもちろん、生涯にわたって自ら学ぶ意欲や態度を育て身に付けることが必要となります。

特に、人生の基礎を培う幼児期から青少年期までに様々な学習活動を経験できるよう、学校、家庭、地域社会における学習環境を整備することが重要です。

そのため、それぞれのライフステージにおけるニーズや課題に応じて学習することができるよう、地域や社会に参画する活動に役立つ知識・技能習得のための学習機会や人生の次のステップに踏み出すための学習機会を充実させます。

また、大学等高等教育機関及び民間教育事業者が実施する専門的な学習内容に関する情報を積極的に提供するとともに、広く県民に開かれた講座の開設を働きかけます。

さらに、生涯を通じた学習の継続を可能とすることにより、県民一人一人の資質・能力の向上を目指す生涯学習を推進します。

② 家庭の教育力の向上を図る視点

家庭は、子どもたちが最も身近に接する社会であり、すべての教育の出発点です。

近年、核家族化、少子化、都市化など、家庭をめぐる状況の急激な変化により、親の過保護・過干渉や無責任な放任、育児不安の広がりやしつけへの自信喪失など、様々な課題の解決が求められています。

そのため、県生涯学習センターなどの社会教育施設において、子育て等に関する学習機会や学習情報の提供・相談体制等の充実に一層努めるとともに、市町村の家庭教育に関する学習機会の充実や地域における家庭教育を支援する様々な取組を促進します。

③ 学校，家庭，地域社会を結ぶ視点

今後の社会の変化に対応していくためには，知識や技能のみならず他者との関係を築く力等の豊かな人間性を含む総合的な力を身に付けることが必要です。

地域社会には，様々な学習活動に関係する学校，家庭，社会教育関係団体，地域において活動する企業，NPO等が存在し，社会教育の充実に貢献しています。今後はそれぞれがその役割に応じて共通の目標を共有することが求められています。

そのため，子育てや学習を地域全体で行う「支え合い」，地域の課題解決は地域自身の手で行う「助け合い」，家庭や地域の教育力と学校教育等の効果的な連携を図る「つながり合い」を進める方策を推進します。

④ 青少年の体験活動を推進する視点

青少年が，社会の構成員としての規範意識や他人を思いやる心など豊かな人間性を育んでいくためには，社会体験活動や自然体験活動などの様々な体験を通した，明日のいばらきを担う青少年の健全育成が求められています。

そのため，社会全体で青少年の育成に携わり，体験活動を支える意識を高め，自然体験や社会体験など様々な活動の場や機会の提供を推進します。

⑤ 県民の読書活動を推進する視点

多様化・高度化する県民の読書活動に対応するため，公共図書館は，人々の学習に必要な図書や資料，情報を収集・整理し，県民の豊かな読書活動を支援していくことが求められています。

そのため，図書・資料・情報や施設・設備の整備・拡充と利用の促進を図るとともに，地域に密着した学習情報や実生活に密接な新たな課題解決のための情報提供に積極的に取り組みます。

また，公共図書館による学校図書館への支援を強化し，子どもたちの読書活動を推進します。

⑥ 社会参加・参画を促進する視点

県民の豊かで活力ある地域社会を形成するためには，県民の社会貢献への意識を高め，一人一人が地域における諸活動に主体的に，積極的に参加できるようにすることが求められています。

そのため，地域における学習活動の指導者及び社会教育関係団体のリーダーの育成や資質の向上を図るとともに，活動に必要な知識・技能を身に付けることができる学習機会や，身に付

けた成果を活用できる場の提供に努めます。また、ボランティア活動に関する情報提供や社会貢献意識を高めるための地域活動への参加を支援します。

⑦ 社会につながるキャリア形成の視点

人間関係の希薄化や働き方、ライフスタイルの多様化が進む中、若者や子育て世代、高齢者世代等、社会とのつながりを失ったり、失いかけている人たちを、再び社会や人とつなげるためのキャリアの形成が求められています。

人は、他者や社会とのかかわりの中で、様々な役割を担い、その役割を果たすことを通して、人や社会とつながっています。そのつながりを支える取組を推進する必要があります。

そのため、大学等高等教育機関、企業、団体及び NPO 等と連携して、社会教育施設において、つながりを支える居場所づくりを進めます。

また、他者とのより良い関係づくりのためのコミュニケーション能力の向上や、社会とのつながりを高めるための職業能力の向上等、スキルアップを支援する学習を推進します。また、ワークショップなどの参加体験型プログラムの実施等により自己有用感^{※1}を高め、自分らしい生き方ができるように支援していきます。

< ※ 1 自己有用感 >

自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということをも自分自身で認識すること。

4 【生涯学習推進のための基本的施策】

生涯学習の推進目標を実現するために、基本的視点を踏まえて、次の5項目を基本的施策とします。

1 学びの環境の充実

高度化、多様化する県民の学習活動や学習ニーズに対応するため、生涯学習情報提供・相談体制の充実など、県内各機関との連携を図り、学習資源のネットワーク化を推進するとともに、生涯学習推進体制の充実を図ります。

また、県民の読書活動を推進するため、市町村県内図書館等のネットワークをさらに進め、公立図書館や学校図書館等における読書活動の支援を図ります。

【具体的方策】

- ①生涯学習推進体制の充実
- ②学習資源のネットワーク化の推進
- ③生涯学習情報提供・相談体制の充実
- ④生涯学習の普及・啓発活動の推進
- ⑤県民の読書活動への支援

2 多様な学習機会の充実

急激な社会の変化に対応するための知識や技能など、ライフステージや置かれている状況に応じた学習機会の充実を図ります。

また、大学等高等教育機関、企業、団体及びNPO等と連携を図り、県民の学習ニーズに対応した学習機会の提供に努めます。

さらに、社会とつながるための職業能力の向上をめざす知識や技能の習得等を支援します。

【具体的方策】

- ①多様な学習ニーズに対応した学習機会の提供
- ②学びの基礎づくりのための学校教育の充実
- ③職業能力向上のための学習機会の充実
- ④高齢者の生きがいづくりのための学習機会の充実

3 社会全体で取り組む教育の推進

「いばらき教育の日・教育月間」における県民の主体的な取組を推進するため、全県的な広報啓発活動を展開するとともに県民の教育に対する関心を高め、社会全体で教育に取り組む環境づくりを推進します。

青少年の豊かな心を育むため、家庭、地域社会が連携・協力し、自然体験や社会体験などの多様な体験活動の機会の提供を図ります。

家庭教育に関する学習機会や学習情報の提供・相談体制等の充実に努めるとともに男女共同参画社会形成に向けた研修会の実施や人権意識の高揚を図ります。

【具体的方策】

- ① いばらき教育の日・教育月間の推進
- ② 開かれた学校づくりの推進
- ③ 青少年の体験活動の推進
- ④ 家庭教育への支援
- ⑤ 地域の教育力の向上
- ⑥ お互いを認め合い、社会参画を促す取組の推進

4 学習成果を生かした社会参加・参画の促進

地域の課題解決に学習成果を生かすため、活動に必要な知識・技能を身に付けることができる学習機会を提供します。

また、「新しい公共」の観点から、市民の社会貢献活動や地域のボランティア活動の推進を図るため、プログラムの開発や学習機会の提供を充実させ、ボランティアやコーディネーターの養成に努めます。

さらに、学校、家庭、地域社会が「支え合い」、「助け合い」、「つながり合い」による地域や家庭の教育力の向上を図ります。

【具体的方策】

- ① 社会参加・参画を促進する学習成果の評価と活用
- ② 生涯学習指導者の養成
- ③ 社会教育関係団体等への支援

5 生涯学習施設の活用

県生涯学習センターや、県立青少年教育施設、県立図書館等では、市町村、大学等高等教育機関、カルチャーセンター等民間教育事業者との連携を図るとともに、民間の活力を生かし、地域の学習機会の充実に努め、生涯学習関連施設の活用を促進します。

【具体的方策】

- ① 生涯学習施設の活用促進
- ② 市町村生涯学習関連施設との連携促進
- ③ 民間教育事業者等との連携促進

【重点事項】

1 地域やライフステージに応じた学習機会の充実

(1) ねらい

急激な社会の変化に主体的に対応し、生きがいのある充実した人生を送ることができるようにするためには、「個人の要望」や「社会の要請」を踏まえ、基礎的、基本的な知識・技能の習得や生涯にわたって自ら学ぶ意欲を身に付けることのできる学習活動の充実を図ります。

(2) 推進の方向

ア 県民の多様化・高度化する学習ニーズへの対応

県民の多様化・高度化する学習活動を支援するためには、県、市町村、高等教育機関、民間教育事業者、民間団体等のそれぞれが有している特徴や専門性を生かし、相互に連携し、多様な学習ニーズに対応した学習機会や学習情報の提供・相談体制の充実を図ります。

また、5つの県生涯学習センターは、それぞれの地域の学習ニーズを的確に把握し、学習機会の提供状況や地域事情に応じた運営に努めます。

イ 「社会の要請」への対応

社会の多様化や時代の変化に伴い、生涯学習は新たな課題への対応が求められています。特に、家庭や地域の教育力の低下、少子・高齢化の進行にともなう地域コミュニティのありようなどの様々な課題に関する学習機会の提供に努めるとともに、自立した人間として生きていくための総合的な力を身に付け、社会の知的基盤を強固なものにできるよう努めます。

(3) 主な事業

- ・ 弘道館アカデミー推進事業
- ・ 県民大学講座
- ・ 生涯学習施設活用の促進
- ・ 地域コミュニティ再生事業
- ・ いばらき教育の日・教育月間の推進

2 生きる力を育む青少年の体験活動の推進

(1) ねらい

学校、家庭、地域社会が相互に連携し、家庭や地域の教育力を高め、青少年が、社会の構成員としての規範意識や他人を思いやる心などの豊かな人間性を育むことができる体験活動を推進します。

(2) 推進の方向

ア 体験活動の推進

青少年が異年齢や異世代の人々とかかわる機会を提供し、様々な生活体験、自然体験などの体験活動の促進を図ります。

イ 社会参加活動の推進

地域社会において、自らもその一員であることを自覚し、積極的にその中で活動できるような機会の充実に努め、地域活動の促進に努めます。

また、青少年のボランティア活動への関心・意欲を高めるための情報提供に努め、社会参加活動を促進します。

ウ 青少年健全育成の推進

指導者や青少年リーダーの資質の向上を図るため、社会教育施設や青少年団体との連携を図り、青少年の健全育成に努めます。

(3) 主な事業

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 地域に生きるヤングボランティア推進事業・ 元気いばらきっ子育成事業・ 体験活動ボランティア活動支援センター・ 生涯学習情報提供システムの運用 |
|---|

3 家庭教育への支援

(1) ねらい

家庭は、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感や思いやり、豊かな情操、倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っています。

家庭教育の拠点としての社会教育施設においては、積極的に、市町村の家庭教育学級担当者に対して、家庭教育に関する学習機会の提供を図ります。

また、家庭教育の基礎の上に、職業観、人生観、創造力、

企画力といった能力が培われるため、保護者がその責任を認識し、幼児期からの子どもとの接し方や教育の仕方を身に付けていけるように、幼児期から就学前の子をもつ保護者を中心に学習機会を提供し、親の意識改革を図れるような取組を推進します。

(2) 推進の方向

ア 家庭の教育力向上への支援

小学校における、家庭教育支援資料「家庭教育ブック」の活用の定着と、幼稚園・保育所で「家庭教育ブックひよこ」を活用した家庭教育に関する研修体制づくりの推進に努めます。また、家庭教育に係る相談や情報提供を通して、家庭教育の支援に努めます。

県生涯学習センター等における子育て講座等、父親が家庭教育について学習する機会の拡充に努めます。

イ 市町村が実施する家庭教育学級等への支援

県が作成した家庭教育支援資料に基づく学習プログラムや家庭教育学級での具体的な活用例を提示するとともに、その講師となる人材を育成し、家庭教育学級を支援します。

ウ 企業等における子育て支援講座の推進

子育てをしながら働いている方に対して、出前講座として家庭教育講演会を実施し、家庭の教育力を充実させるための支援を図るとともに、経営者等に対しても家庭教育の重要性を提唱します。

(3) 主な事業

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 今日的な『家庭教育学級プログラム』の開発・ 家庭の教育力向上プロジェクト事業
(内容)「家庭教育支援資料」の活用、家庭教育推進員養成研修等・ いきいき子育て地域連携実践講座開設事業・ 教育・子育て電話相談事業 |
|---|

4 「新しい公共^{※1}」を担う人材の育成

(1) ねらい

今日、家庭や地域の教育力の低下や、人間関係の希薄化、自分さえ良ければといった「個人主義」の広がりなどの問題が指摘されています。このような問題を解決し、真に豊かな社会を実現するために、各個人が公共の担い手としての責任を認識し、その役割を果たしていくことが求められています。

また、防災活動や災害の復興に当たっては、行政のみならず個人や地域の人々の力が不可欠であることから、個人の意識による自助、地域コミュニティ等による共助の意識を高める取組が求められています。

そこで、協働による地域課題解決のため、学習者の主体性が発揮できるような講座の開設に努めるとともに、「新しい公共」を担う人材の育成を図ります。

(2) 推進の方向

ア 学習プログラムの開発^{※2}及び実践

地域における様々な課題を自分たちの手で解決していかこうとする人材を育てるための学習プログラムを開発し、実践に努めます。

イ 地域課題解決のための活動の支援

各県生涯学習センターを活用し、地域ごとの様々な課題を、NPO、市民団体、高等教育機関、企業等のノウハウを活用して、自らの手で地域課題を解決していかこうとする活動を支援します。

また、各個人がこれまでに身に付けてきた知識や技能を、人から人へ、また次世代へ伝え、地域社会の中へ、世代間に環流させていくことができるように努めます。

ウ 地域で支え合い、つながりを深める取組の推進

防災活動や災害の復興に当たっては、「支え合い」、「助け合い」、「つながり合い」のための人づくり、地域づくりを推進します。

(3) 主な事業

- ・ 東日本大震災対応社会貢献活動スキルアップ講座
- ・ 「無縁社会に立ち向かう」新たな社会貢献プログラムの開発
- ・ いばらきスクールサポート事業
- ・ 地域の担い手育成講座
- ・ 地域に生きるヤングボランティア推進事業
- ・ 体験活動ボランティア活動支援センター
- ・ 茨城県弘道館アカデミー推進事業
- ・ 県民大学講座

5 県民の読書活動の推進

(1) ねらい

県は、市町村立図書館及び関係機関に対する支援に努めるとともに、子どもの読書環境を整えるため、学校図書館への支援活動や、読書活動ボランティアの育成や活性化を図ります。

また、子育て、医療・健康等の地域課題を解決するため、資料の充実及び図書館サービスの向上に努めます。

(2) 推進の方向

ア 公立図書館による学校図書館支援活動の強化

子どもの読書活動を推進する学校図書館の機能を踏まえ、読書環境の整備やボランティアの活用などの相談に応じるとともに、読書指導を進める職員のための研修や情報提供等を充実させます。また、学校図書館への団体貸出を積極的に行います。

イ 県民や地域への支援

地域や住民が抱えている課題を解決するための資料を収集し、情報発信やレファレンスサービスの充実を図ります。

また、県内全域への図書館サービスの充実を目指し、公立図書館や公民館図書室、学校図書館、大学図書館等との相互貸借を中心とした図書館情報ネットワークの強化を進め、図書館間の相談・情報交換業務に努めます。

ウ 読書活動のボランティアの育成及び活用

読み聞かせ活動などのボランティアを、研修会などを通して育成するとともに、その資質の向上を図ります。

また、学校、地域、NPO や企業等と連携し、公立図書館や学校図書館でのボランティアの活動の場を提供し、学習成果の活用を図るとともに県民の読書活動を推進します。

(3) 主な事業

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 学校図書活動を支援するボランティアの育成・活用・ 公立図書館等のネットワークの充実・ 読み聞かせ研修講座・ ビジネス支援，医療情報支援，子育て支援等の地域や県民の課題解決に向けた支援の拡充 |
|---|

< ※ 1 新しい公共 >

行政だけでなく，市民，NPO，企業等が積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり，教育や子育て，まちづくり等の身近な分野において共助の精神で行う仕組，体制，活動など。

（具体事例）

学校支援，子育て支援，青少年の体験活動，防犯パトロール，高齢者等の移動サービス，災害支援，DV被害者支援等

< ※ 2 学習プログラム開発の視点 >

- (1) 一人一人が社会の一員としての役割を意識することができるようにします。
- (2) 社会的役割を果たすための知識や技能を身に付けることができるようにします。
- (3) 活動を通して，人と人，人と社会とのつながりを築いていくことができるようにします。